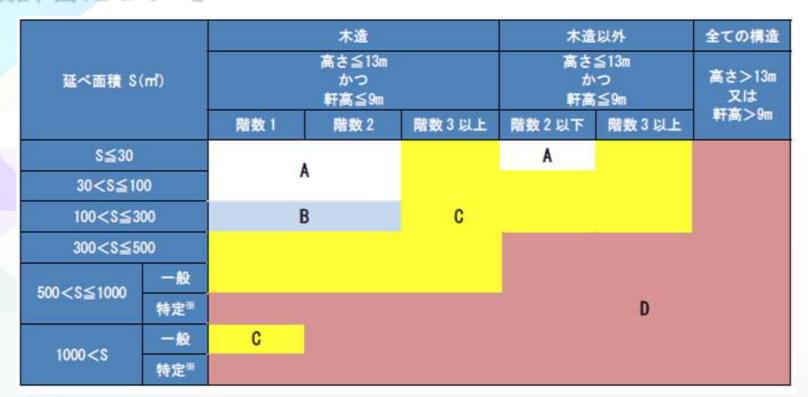
## 選挙事務所の建築に係る 建築基準法上の手続きについて

令和5年4月 徳島県県土整備部住宅課建築指導室

### 申請が必要となる建築物

新たに	事務	所を建築する場合	確認申請の要否			
工事を	施工	否 (法第85条第2項)				
都市計画区域内			要			
都市計	都市計画区域外					
	1	木造の建築物で 3階以上又は床面積500㎡を超えるもの	要			
		木造の建築物で 2階以上又は床面積200㎡を超えるもの	令和7年度から 要			
	2	鉄骨造等の建築物で 2階以上又は床面積200㎡を超えるもの	要			
	3	土砂災害特別警戒区域内で居室を有するもの	要			
	4	昭和34.11.17徳島県告示第546号指定区域	要			
	5	1~4以外の建築物	否			

### 設計者について



A:誰でもできる B:一級建築士、二級建築士、木造建築士でなければできない

C:一級建築士又は二級建築士でなければできない D:一級建築士のみ

### 申請に必要な書類

- ・申請書(県HPよりダウンロード)
- ·設計図面 (付近見取図、配置図、平面図、床面積求積図、立面図、断面図 等)
- ・仮設工事から撤去までの工程表

### 申請手数料

#### ○確認申請及び完了検査手数料

延べ床面積	確認申請手数料	完了検査手数料
30㎡以下	5,000円	10,000円
30㎡を超え100㎡以下	9,000円	12,000円
100㎡を超え200㎡以下	14,000円	16,000円

○仮設建築物許可申請 120,000円

### 申請の流れ

○仮設建築物許可(建築基準法規定の緩和を適用する場合)

消防署の同意⇒許可申請⇒審査⇒許可通知(建築確認申請へ)



○確認申請

消防署の同意→確認申請→審査→確認済証交付→工事着手



○完了検査

完了検査申請⇒現地検査⇒完了検査済証交付⇒使用開始



○除却

建築物除却届(10㎡以上)、建設リサイクル法解体届(80㎡以上)

### 仮設建築物許可による規定の緩和

- ○建築基準法第12条第1項から第4項まで、第21条~第27条、第31条、第34条第2項、第35条の2、第35条の3及び第37条、第3章
  - ・・・防火規定の一部、接道規定、斜線制限などが適用されない
- ○建築物省エネ法・・・省エネ適合義務の対象外となる
- ○緩和を適用する場合は、確認申請の前に建築許可が必要

# 申請窓口

窓口	電話番号	建築場所
東部県土整備局(徳島庁舎)	088-653-8818	小松島市、北島町、藍住町、勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町、鳴門市、松茂町、板野町
東部県土整備局 (吉野川庁舎)	0883-26-3714	吉野川市、阿波市、石井町、上板町
南部総合県民局 (阿南庁舎)	0884-24-4214	阿南市、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町
西部総合県民局 (美馬庁舎)	0883-53-2214	美馬市、つるぎ町
西部総合県民局 (三好庁舎)	0883-76-0609	三好市、東みよし町
徳島市建築指導課	088-621-5272	徳島市